

DAITO ROTARY

OSAKA JAPAN

CLUB WEEKLY BULLETIN

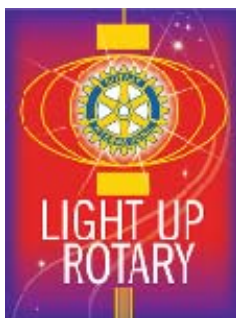
第2660地区
大東ロータリークラブ

- 事務所
〒574-0046 大東市赤井1丁目2-10
ポップタウン住道本館4階
TEL:072-875-1200
FAX:072-875-0590
E-mail:office@daito-rc.org
http://www.daito-rc.org/
- 例会
毎週火曜日 12時30分~1時30分
〒574-0076 大東市曙町4-6
大東市民会館 4階「大会議室」
TEL:072-871-0001

◆4つのテスト◆

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか？
- ② みんなに公平か？
- ③ 好意と友情を深めるか？
- ④ みんなのためになるかどうか？



創立 1967年 12月 26日

- 会長 高島 登
- 幹事 大東 弘
- 会報委員長 東野 喜次

大東ロータリー会長テーマ

「LIGHT UP DAITO 地域とともに輝きを」

2014年~2015年度
国際ロータリーのテーマ

ロータリーに輝きを

国際ロータリー会長
ゲイリー C.K. ホアン

平成27年3月24日

No.2284

H27.3.10 (No.2283の例会記録)

今週の卓話 (3月24日)

「最近のエネルギー情勢」
ゲストスピーカー (門真RC 幹事)
大阪ガス東部地区 支配人 阿 充知彦 氏
担当 藤本 和俊 会員

ゲスト

米山奨学生 シュレスタ・リエさん

次週の予定 (3月31日)

「新入会員 経歴発表」
中野 隆二 会員 吉村 茂 会員
柿木 篤 会員 西山 潤一 会員

今月のテーマ

「識字率向上月間」

先週の例会報告

◆ 出席報告 (3月10日分)

会員数 42名 出席数 32名 欠席者 3名
特定免除 7名 その他免除 0名
出席率 88.89%

ロータリーソング

「日も風も星も」「四つのテスト体操」

前々回2月24日分

ホームクラブの出席者 35名 92.11%
メイクアップの結果 38名
特定免除 5名 その他免除 0名
欠席者 0名 修正出席率 100.00%

ニコニコ箱

裏面に記載



明日3月11日は東北地区を襲った東日本大震災からちょうど4年になります。死者、行方不明者、震災関連死の方は2万名を超えています。今も仮設住宅等での震災関連死の方が増え続けています。福島県では避難生活の長期化によって震災関連死の方が地震や津波による直接死者数を上回っています。復興は徐々に進んでいるようですが、安全な街が出来るにはまだまだ時間がかかりそうです。



私は住宅関係の仕事に携わっていますので、4年前津波で家が流されているのを見て、もう家は売れないと思い大変落ち込みました。と言うのも震災前、2006年末頃から米国でのサブプライム問題に端を発した不動産価格の下落、そして2008年のリーマンショックでとどめをさされたかと思っていた時の大震災でしたので日本経済は終わったと思いました。しかし、日本人の底力はすごい、まだまだ時間はかかりますが着実に復興が進んでいます。道路や鉄道が整備され新しい街が出来ようとしています。又、日本経済も震災直後は日経平均株価も7千円代だったのが今や2万円に届こうかと言う勢いです。

今年3月末、大企業は好決算を迎えるでしょう。税金が入れば復興の速度も速くなり新しい工場が建ち、そして企業が発展する好循環が起きれば良い事だと思います。

東日本大震災で犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしますと共に、一日も早い復興を願っています。





委員会報告

◎ニコニコ箱

- | | | | |
|------------------------------------|---------|----------|---------|
| ・結婚記念日 自祝 | 小川 芳男 君 | 間 紀夫 委員長 | 橋本 正幸 君 |
| ・結婚記念日 自祝 | 田川 和見 君 | | 東村 正剛 君 |
| ・結婚記念日 自祝 | | | 中嶋 啓文 君 |
| ・結婚記念日 自祝 結婚 32 年の記念日です 奥様に感謝いたします | | | |
| | | | 吉村 茂 君 |
| ・東日本大震災から 4 年になります 一日も早い復興を願います | | | 高島 登 君 |
| ・ネパール水インフラ改善事業ビデオ ありがとうございます | | | 大東 弘 君 |
| ・地区 PET セミナーに行ってきました | | | |
| 空門委員長おつかれさまでした | | | 小川 芳男 君 |
| ・山田会員 大変お世話になりました 感謝 | | | 木村 克己 君 |
| ・山田会員 お世話になりました！ 感謝 | | | 中野 秀一 君 |
| ・柿木篤君、中野隆二君 色々と有難う！！ 感謝 | | | 東村 正剛 君 |
| ・小川副会長 先日は京橋ごちそうさまでした 感謝 | | | 空門 満也 君 |
| ・卓話させていただきます 宜しくお願い致します | | | 間 紀夫 君 |
| ・早退 すみませんでした | | | 森岡 信晶 君 |

◎国際奉仕委員会

木村 克己 委員長

本年米山奨学生シュレスタ・リエさんとのご縁も有り実現した「ネパール水インフラ改善プロジェクト」も無事成功裡に終わり、2月24日の情報集会にて、「帰国報告会」も開催させて頂きました。事業の記録映像につきましては広報委員会の森岡委員長のご協力のもと、大変すばらしいものができましたので、本日皆様に DVD ディスクとして配布させて頂きました。製作の都合上 BD (ブルーレイディスク) 規格になっておりますので、もしご家庭のプレーヤーで見れない方は、再度 DVD 規格のものと差し替えさせて頂きますので、事務局の方までご連絡よろしくお願ひ致します。

『安富桜』

●日本の桜百選 17



この桜は元飯田城二の丸で城主代々の家老安富氏の屋敷跡にあることからこの名がある。樹齢 450 年といわれ、幹周り 6 m、高さ 20mのエドヒガンで、根張りや枝振りが見事な桜である。

飯田市内や周辺の下伊那にはエドヒガンやシダレザクラが多いので、これらも見逃せない。

長野県飯田市追手町





◎米山奨学委員会

中 恒夫 委員長

米山奨学生 シュレスタ・リエさん

皆様のおかげで、無事、卒業しました。

ロータリー、わたしがロータリーの奨学生だと誇りを持って言えるのは、このマークを掘ったバッチのおかげ。この大きな歯車マーク、この歯車に乗せられて、わたしは皆様に出会うことができました、学べました、助けられました、家族ができました、卒業した今、何が変わるのでしょうか？



この歯車は、私が、知らない世界を、理想とするべき世界を、正しい事を、真実を、世界の広さを、人間の種類を、わたしの可能性を、人間の心を教えてくれました。この歯車を止めてはいけません。

if you wait until you can do everything for everyone. Instead of something for someone you will end up doing nothing for nobody.

(もし、あなたが誰かのために何かをするのではなく、みんなのために全てのことをしようと待ち続けているのなら、あなたは、誰一人に何もできずに終わることでしょう。)

この言葉は、わたしの好きなおじさんが私に行ってくださいましたことばです。

私には夢があります、初めてのロータリーの面接でも、いいました。今でも変わりません。

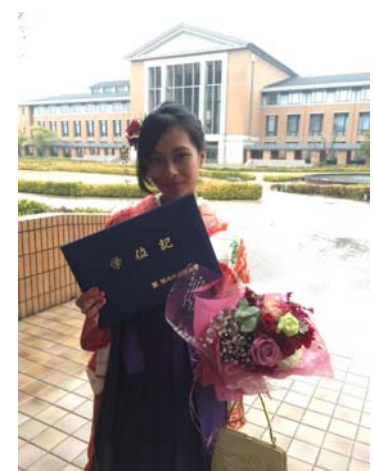
one day all the children in every country will have an education they need and be self reliance, rotary all over the world .

(いつの日か世界中の子供に必要な教育が受けられ自立できることを、ロータリーを世界中に。)

そのためにわたしは考えました。私に何ができるか？世界中にいる、生まれてきた小さな命に、世界はいいものだよと伝えられるように、この小さな運動を始めました。一本の鉛筆と一冊のノートをわたし、次の歯車の原動のために。



大東ロータリーの皆様は私に、日本の大人との接し方を教えてくれました。私だけでなく、私の国に感謝してもしきれないほどの贈り物をしていただきました。例会では、卓話で毎回新しいことを学びました。



この、二年間の奨学生生活、わたしはロータリーに、恵まれた環境に、気付かされました。これからも、世界をより良いところにするように。ロータリーと共に歩んでいきたいです。二年間ありがとうございます。





「 法律の雑学 」

間 紀夫 会員

『海遊館セクハラ懲戒処分無効確認等』最高裁判決

『事案の概要』

裁判内容：懲戒処分及び降格処分の無効等の確認を求めた事案

加害者： 40代 男性管理職（いずれも課長代理）

被害者： 20～30代の女性派遣社員2人

行為内容：「セクハラ発言」を1年余にわたり繰り返す。

処分内容：X1に対し、出勤停止30日及び係長への降格処分

X2に対し、出勤停止10日及び係長への降格処分



『訴訟の経緯』

第1審：大阪地裁 懲戒処分等は有効

理由：「上司が繰り返しセクハラをしており悪質」

第2審：大阪高裁 懲戒処分等は無効

理由：①「女性が男性に直接明確な抗議をしていないうえ、男性にも嫌がらせの意図があったとはいえず重すぎる。」

②「二人はセクハラ処分にに関する勤務先の方針を知る機会がなく、事前の警告もなかったことから処分は無効」

最高裁：懲戒処分等は有効

理由 ①「被害者は、職場の人間関係の悪化などを懸念し、抗議や抵抗、会社への申告を躊躇することが少なくないと考えられること、本件発言等の内容が著しく不適切であることに鑑みれば、女性が男性に直接明確な抗議をしていないなどの事情を有利に斟酌することは相当でない。」

②「管理職である者は、セクハラ防止やこれに対する懲戒等に関する方針や取組を当然に認識すべき、各行為が第三者のいない状況で行われており事前の警告・注意を行う機会がなかったことなどに鑑みれば、事前の警告もなかったことをもって無効とすべきでない。」

『最高裁判決の意義』

「たとえ言葉のセクハラであっても見逃しにしてはいけない。」という警鐘をならすと同時に言葉のセクハラに対する企業の厳しい取組の必要性を示す。





最高裁判決のメッセージ1

管理職は率先して取り組む責任がある。

管理職という職責にある者は「認識することができなかった」などという言い訳が許されないことはもちろん、「当然認識すべきであった」という強いメッセージ

そのため、管理職には率先してセクハラ防止に取り組む責務があるとの自覚を促す必要がある。

最高裁のメッセージ2

セクハラか否かは女性目線で判断する。

地裁： 一般的な女性労働者の感じ方に照らし

高裁： 一般的な職員の感覚に照らし（男性を含む）

最高裁： 女性が被害者である場合には平均的な女性の感じ方により判断すべきことを明確にした。

参考 慰謝料額

	接触なし	接触あり	接触あり（悪質）	1回のみ	2回以上
件数	16	32	17	23	42
平均	97.2 万円	180.9 万円	191.8 万円	92.3 万円	156.3 万円

『セクハラと会社に対する損害賠償』

1 職場環境配慮義務違反

会社は、雇用契約に付随してセクハラのない快適な職場環境を確保する ように配慮する義務がある。

男女雇用機会均等法21条も、「事業主は、職場において行われる性的な言動に起因して、・・・就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない」という配慮義務を規定

2 使用者責任

従業員のセクハラ行為が会社の事業の執行につき行われたと言える場合

Q 「事業の執行につき」とはどのような場合まで含むのか

⇒ 判例は、この要件を広く解する傾向にある。

⇒ 会社の業務に関係した従業員間の接触の中でのセクハラ行為は全て事業の執行につきなされたものとされる可能性大

⇒ 社外での懇親会、飲み会も「事業の執行につき」とされる。

Q 従業員がセクハラをした場合、会社はすぐに責任を問われるか？





- ⇒ 使用者責任は、従業員の監督について注意を尽くしていた場合、免責される余地を認めている。
- ⇒ しかし、免責が認められるのは例外中の例外であり、ほとんど免責は認められないと考えるべき

3 会社がとるべきセクハラ防止措置

(1) 男女雇用機会均等法上の防止措置の指針。

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - ⇒ セクハラに対する懲戒規定の整備、告知、処分の実施
- ② 相談・苦情への対応
 - ⇒ 会社が日頃から徹底した社員教育（研修・講習）を実施
 - ⇒ セクハラ相談可能な職場環境整備（苦情処理部門の設置）
- ③ 職場内でセクハラが生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応
 - ⇒ 迅速な事実調査、事実調査の結果に基づいた懲戒処分、配置転換等の措置

(2) 防止措置の効果

職場環境配慮義務違反に基づく損害賠償責任を回避することが可能。

ただし、前記のとおり、使用者責任については免責が認められることは例外とされているため、このような会社の努力にもかかわらず従業員によるセクハラが行われた場合、損害賠償責任を問われる可能性は高い。

しかしながら、会社が上記のような万全の体制を整え、これが十分に機能している場合は、使用者責任の免責を認めるべきであると言われているため、今後の判例の推移を見守る必要あり。

『従業員の逮捕と懲戒解雇』

- 1 会社の金銭の横領など、会社内部での業務に関係する犯罪の場合
 - ⇒ 比較的緩やかに懲戒解雇も認められる傾向
- 2 痴漢・盗撮など業務と関連しない私生活上の犯罪の場合
 - ⇒ 懲戒解雇には慎重な判断が要求される
- 3 私生活上の犯罪と懲戒処分の考え方
 - ① 労働者には雇用契約上の付随義務としての使用者の名誉・信用を棄損しないよう行動すべき義務あり。私生活上の犯罪であっても、企業秩序の維持と無関係ではない場合、懲戒の対象となり得る。
 - ② 具体的事例における判例の検討
 - 『①のぞき目的での住居侵入であり私生活の範囲内の行為であること、②処





罰が罰金刑に留まっていること、③職務上の地位が一工員に過ぎず、指導的立場になかったことなどを理由に、1審、2審、最高裁の全てが懲戒解雇を無効と判断』

『①痴漢で私生活の範囲内の行為であるが、②同種犯罪を複数回繰り返していたこと、③本人が電車の運転手であり、犯罪行為が会社の業務に密接に関連していることなどから懲戒解雇を有効と判断』

4 懲戒解雇と退職金の減額・不支給

⇒ 退職金には、功労報償的性質と賃金の後払的性質があるため、不支給規程があることを当然の前提として、労働者に永年の勤労の功労を抹消あるいは減殺してしまうほどの不信行為があったか否かによって、減額、不支給の効力の可否が判断される。

Q 上記の痴漢による懲戒解雇の事例においては？

⇒ 懲戒解雇は有効としつつ、退職金は3割の支給を命じる。

Q 退職した従業員が在職中に自社の競業会社を設立、準備行為をして同社の取締役役に就任した場合は（機密保持義務等の就業規則に対する違反あり。）？

⇒ 退職金不支給有効



◎ゴルフ同好会

田川 和見 キャプテン

3月11日（水）、飛鳥カントリークラブにてゴルフコンペが行われました。参加者19名、優勝は東村会員でした。次回は5月20日の予定です。
多数の御参加お願い致します。

